

横浜市通知の送付に係る点字による情報提供事業実施要綱

制 定 平成 29 年 11 月 1 日 健障企第1638号（局長決裁）
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 健障企第4094号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨を踏まえ、本市が視覚障害者に通知を送付する際に、通知名や問い合わせ先等を点字により情報提供を行う場合の手續等について定める。

（対象者）

第 2 条 本事業の対象者は、市内に居住するものであって、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者のうち、通知の送付に係る点字による情報提供（以下「点字による情報提供」という。）を希望するものとする。

（登録等）

第 3 条 点字による情報提供を希望する視覚障害者は、「通知の送付に係る点字による情報提供登録届出書（様式第 1 号）」（以下「登録届出書」という。）を市長に届け出るものとする。また、届出書の内容を変更又は取り消す場合には、「通知の送付に係る点字による情報提供登録事項変更・取消届出書（様式第 2 号）」（以下「変更等届出書」という。）を速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、登録届出書または変更等届出書を受理した場合は、当該情報を「通知の送付に係る点字による情報提供登録者名簿」（以下「名簿」という。）に登載、変更又は削除するものとする。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが明らかな場合は、名簿から削除するものとする。

（1）死亡したとき。

（2）変更等届出書の届なく送付先不明となったとき。

4 第 1 項から第 3 項までの登録等に係る手続きは、健康福祉局障害施策推進課（以下「障害施策推進課」という。）が行うものとする。

（事業の所管等）

第 4 条 障害施策推進課は、名簿の管理、本要綱に基づき所管の文書について点字による情報提供を行なおうとする課（以下「文書所管課」という。）に対する名簿の提供、点字による送付文の作成、封入、発送及び電子メールの送信等を実施するものとする。ただし、点字による送付文の作成、封入、発送及び電子メールの送信等の事務を委託することができるものとする。

2 文書所管課は、情報提供を開始する概ね 1 か月前から障害施策推進課と協議を行うこととする。

3 文書所管課は、あらかじめ障害施策推進課から最新の名簿を受領し、該当者分の通知一式を集約して、障害施策推進課（当該通知について、第 1 項ただし書き

に基づき委託する場合は、障害施策推進課が指定する事業者) に送付するものとする。

(登録情報の保護)

第5条 障害施策推進課、文書所管課及び委託事業者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 秘密の保持を厳守すること。
- (2) 登録届出書、登録変更等届出書及び名簿の紛失等がないように厳正に管理すること。
- (3) 名簿を目的以外に使用しないこと。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、本事業の施行について必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条第1項）

年 月 日

通知の送付に係る点字による情報提供登録届出書

（宛 先）横浜市長

私は、横浜市から送付される通知について、送付情報の点字による情報提供を希望しますので、横浜市通知の送付に係る点字による情報提供事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、登録届出書を提出します。

また、私は、本届出書の個人情報や障害施策推進課が管理し、文書所管課及び委託事業者へ提供することについて同意します。

	(代筆者) (続 柄)
フリガナ	
氏 名	
生年月日・年齢	大正・昭和・平成・令和 年 月 日(満 才)
住 所	横浜市
電話番号	
電子メール によるお知らせ	希望する ・ 希望しない
	(点字による送付文を発送した際に、電子メールでのお知らせを希望する場合のみ、電子メールアドレスを記載してください。)

様式第2号（第3条第1項）

年 月 日

通知の送付に係る点字による情報提供登録事項（変更・取消）届出書

（宛 先）横浜市長

通知の送付に係る点字による情報提供登録届出書（様式第1号）で届け出た事項について、次のとおり（変更・取消）しますので、横浜市通知の送付に係る点字による情報提供事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、登録事項（変更・取消）届出書を提出します。

	(代筆者)	(続 柄)
フリガナ		
氏 名		
生年月日・年齢	大正・昭和・平成・令和	年 月 日(満 才)

届出事項	変更 ・ 取消
変更内容 (変更の場合のみ記入ください。)	(変更前)
	(変更後)